給与支払報告書等のｅＬＴＡＸまたは光ディスク等による提出義務基準が引き下げられました！

これまで前々年に税務署へ提出した給与所得の源泉徴収票の枚数が「1,000枚以上」であれば給報の提出はeLTAX又は光ディスク等によると提出が義務付けられておりましたが、この基準となる枚数が「100枚以上」へと変わります。

具体的には、前々年（平成31年１月）に税務署へ提出した給与所得の源泉徴収票が100枚以上であれば、令和３年１月に提出する給与支払報告書はeLTAX又は光ディスク等により提出しなければなりません。

（地方税法第317条の６第５項）/（所得税法第228条の４）

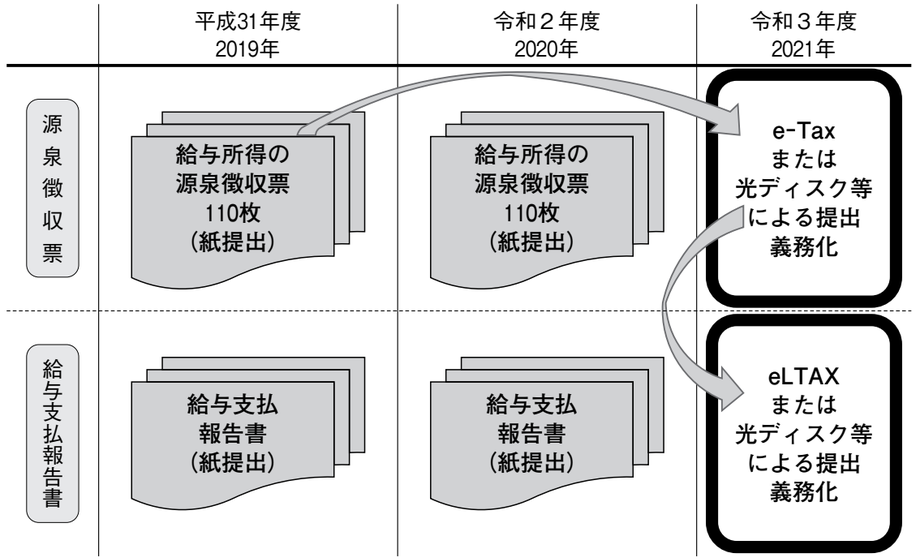

給与支払報告書・給与所得の源泉徴収票のeLTAXでの一括作成・提出について

給与の支払いをする事業者の方は、給与支払報告書を市区町村に、給与所得の源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要があります。
eLTAXをご利用いただくことで、給与支払報告書の電子申告（eLTAX）用のデータと、給与所得の源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータを同時に作成するとともに、給与支払報告書を各市区町村に、給与所得の源泉徴収票を所轄税務署にそれぞれ提出することができます。

eLTAXの利用方法（ホームページまたはヘルプデスクへ）
●ホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp/
●ヘルプデスク：0570-081459
光ディスク等の提出方法（豊島区ホームページへ）
《トップページ⇨手続き・届出⇨税⇨２　税　住民税⇨８．特別徴収義務者のかたへ⇨５．光ディスク等の利用について》

令和３年度 給与支払報告書・普通徴収切替理由書の提出について

１　提出先　令和３年１月１日現在、給与受給者が居住する市区町村長あて

２　提出期限　令和３年２月１日（月）
※期限を過ぎて提出されると、６月からの課税に間に合わない場合があります。

３　提出の範囲　給与支払額にかかわらず、１月１日現在の在職者について、提出してください。
令和２年中の退職者についても、退職した日現在居住する市区町村長あてに提出してください。
なお、退職者について、支払金額が30万円以下の場合は、提出義務はありませんが、公平・適切な課税の観点から、提出にご協力ください。

４　提出数　給与支払報告書 総括表・普通徴収切替理由書（１事業所につき１枚）
個人別明細書（１人につき１枚）
給与の支払金額が法人役員で150万円、一般の受給者で500万円を超える場合は４枚つづりの個人別明細書を使用し、源泉徴収票は受給者へ交付及び税務署へ提出。

令和３年度（令和２年分）給与支払報告書（総括表）

豊島区長あて　　令和　年　月　日　提出

		指定番号	
給与の支払期間	令和　年　月分から　月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号			
給与支払者の所在地（住所）	〒 （フリガナ）	給与支払方法と期日	
		事業種目	
		前年同月について（○をつけてください） 他社（前職）の給与を含めていますか はい・いいえ その旨を給報（個人別明細書）摘要欄に記載してください。	
給与支払者の名称（氏名）	（フリガナ）	受給者総人員	人
代表者の職氏名	印	豊島区報告人員 特別徴収（給与差引）	人
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	課　係 氏名 電話	普通徴収対象者（退職者）	
		普通徴収対象者（退職者を除く）	人
会計事務所等の名称及び電話番号	電話	合計	人
		所轄税務署名	税務署
		納入書	要・不要

普通徴収該当者がいる場合は、下記「普通徴収切替理由書」にご記入のうえ提出してください。

処理欄

普通徴収切替理由書

符号	普通徴収切替理由	人数
普Ａ	総従業員数が２人以下（下記「普Ｂ」～「普Ｆ」に該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）	人
普Ｂ	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）	人
普Ｃ	給与が少なく税額が引けない	人
普Ｄ	給与の支払が毎月でない（不定期）	人
普Ｅ	事業専従者（個人事業主のみ対象）	人
普Ｆ	退職者又は退職予定者（５月末日まで）及び休職者（育児休業中を含む）	人
	普通徴収切替理由書の合計人数	人

□ 普通徴収とする場合は、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に該当する符号（普Ａ、普Ｂなど）を一つ記入してください。
□「給与支払報告書（総括表）」豊島区報告人員の「普通徴収対象者（退職者）」欄及び「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄に記載した人数の合計が「普通徴収切替理由書」に記載した人数と一致しているかご確認ください。
※ この普通徴収切替理由書の提出がない場合、または、基準に該当していても記入内容に不備がある場合には、原則どおり、特別徴収対象者として課税処理いたします。

給与支払者の個人番号又は法人番号（※）を記入してください。
個人番号を記入する場合は、先頭の１文字を空けて、右詰めで記入してください。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号及び同条第15項に規定する法人番号をいう。

税額通知書の送り先とするため、フリガナやビル名も記入してください。

普通徴収該当の方がいる場合は、
下記「普通徴収切替理由書」を記入し、個人別明細書の摘要欄に符号を記入してください。

金融機関による納入代行サービスや、自社製の納入書の利用により、豊島区が送付する納入書が不要な場合は、「納入書」欄の「不要」に○印を記入してください。

・左記の普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する方がいる場合は、該当する理由の「人数」欄に人数を記入し、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（例：普Ａなど）を記入して、提出してください。

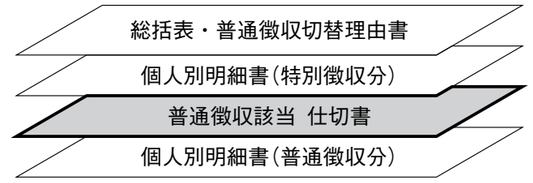

切り取って宛名としてご活用ください。→

<担　当>
豊島区役所 税務課 課税第一・課税第二・課税調整グループ
電話 03－3981－1111（代表）

〒171-8422
東京都豊島区南池袋2-45-1
豊島区 税務課 課税担当　行
（ 給与支払報告書 在中 ）

給与支払報告書（個人別明細書）の記入方法

※令和２年度以前の様式は使用しないでください。

詳細は、国税庁作成「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

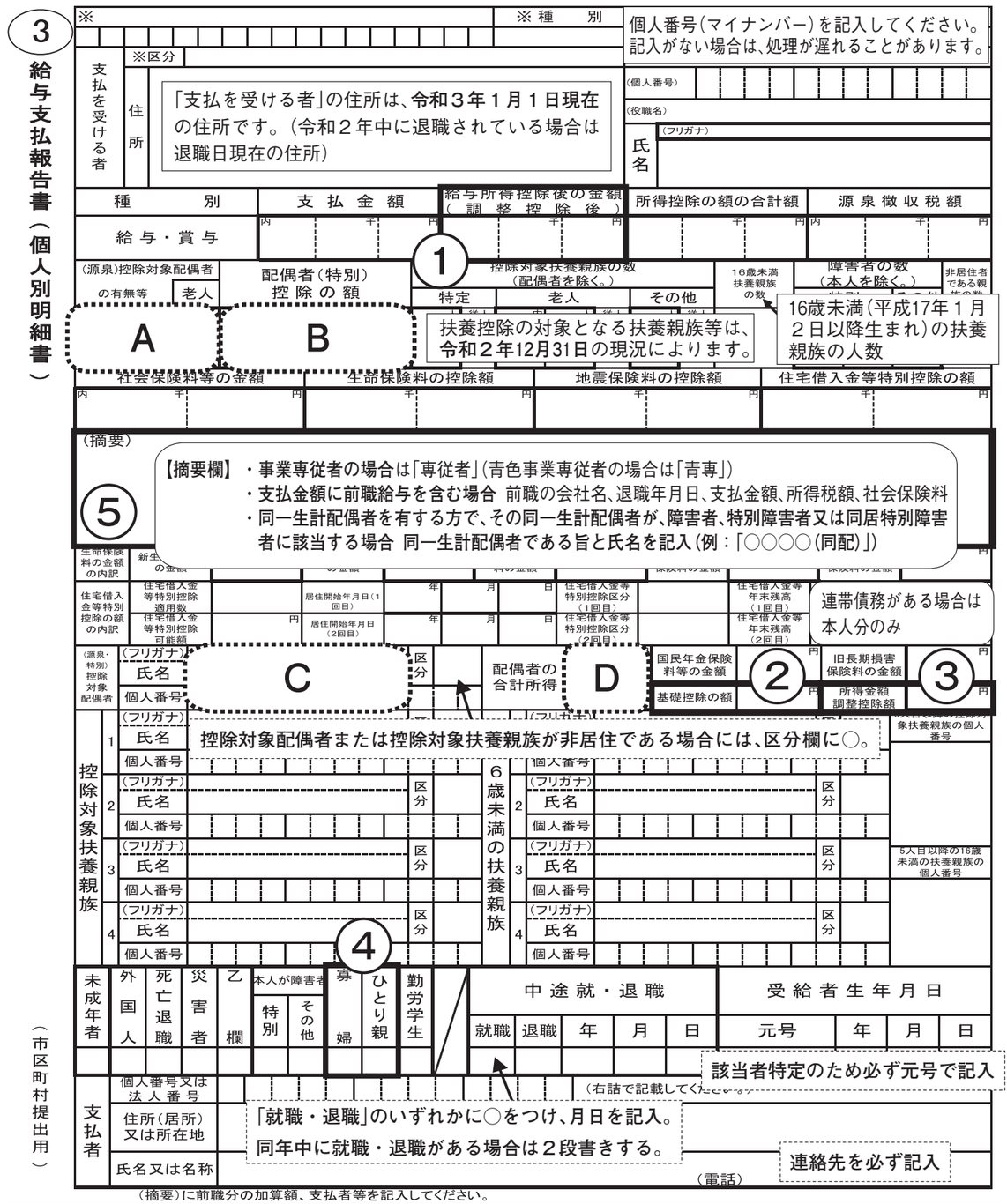

（摘要）に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

A	(源泉)控除対象配偶者の有無等	年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときに○。 年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに○。
B	配偶者(特別)控除の額	「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記入する。
C	(源泉・特別)控除対象配偶者	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名及びマイナンバーを記入。 （年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者について記入）
D	配偶者の合計所得	配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和２年中の配偶者の合計所得金額を記入する。 年末調整の適用を行っていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記入する。

①給与所得控除後の金額　※年末調整した場合のみ

「令和２年分年末調整のしかた」の「令和２年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」により求めた給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。
なお、所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。

②基礎控除の額（新設）　※年末調整した場合のみ

基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。
ただし、基礎控除の額が４８万円の場合には、転記する必要がありません。

給与所得者の基礎控除申告書		記載方法
合計所得金額の見積額	基礎控除の額	
２，４００万円以下	４８万円	**記載不要**
２，４００万円超　２，４５０万円以下	３２万円	３２０，０００
２，４５０万円超　２，５００万円以下	１６万円	１６０，０００
２，５００万円超	なし	0

③所得金額調整控除額（新設）　※年末調整した場合のみ

所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を記載してください。

所得金額調整控除が適用される人

給与等の収入金額 850万円超 ＋ （ア）本人が特別障害者 （イ）同一生計配偶者が特別障害者 （ウ）扶養親族が特別障害者 （エ）扶養親族が年齢２３歳未満

（ア）～（エ）のいずれかに該当する場合

調整額

（ 給与等の収入金額 － 850万円 ） × 10%

※1,000万円を超える場合には、1,000万円

④寡婦／ひとり親（新設）

各欄について、受給者が該当する事項がある場合に「○」を記載してください。
（注）所得税法等の一部改正前（以下「改正前」という。）の寡婦控除、寡夫控除または寡婦控除の特例の適用がある場合は、「○」を記入せず、摘要欄に以下のように記載してください。（※）

該当する控除	記載方法
改正前の寡婦控除（寡婦）	旧寡婦
改正前の寡夫控除（寡夫）	旧寡夫
改正前の寡婦控除の特例（特別の寡婦）	旧特別の寡婦

※改正前の寡婦控除等の適用がある場合とは、年末調整の対象とならない方、最後に給与等の支払いを受ける日が令和２年３月３１日以前で年末調整の対象となる方が該当する場合があります。

⑤摘要欄の記載の仕方

所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のように記入してください。

要件	記載方法
本人が特別障害者	記載不要（ただし、「本人が障害者」の「特別」の欄に○）
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名（同配）　例：豊島　花子（同配）
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名（調整）　例：豊島　一郎（調整）
扶養親族が年齢２３歳未満	

ただし、上記「同一生計配偶者」または「扶養親族」の氏名が、「(源泉・特別) 控除対象配偶者」欄・「控除対象扶養親族」欄・「１６歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、摘要欄への記載を省略できます。また、改正前の寡婦控除、寡夫控除または寡婦控除の特例の適用がある場合は、④のとおりに記載してください。

【用語の説明】
1　源泉控除対象配偶者とは、居住者（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人をいいます。
2　同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人をいいます。
3　控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。